

狛江市中期財政計画

財政規律ガイドライン

(令和6年度 ローリング版)

狛江市

令和6年11月

目 次

1	中期財政計画改定の目的	1
2	計画期間等	1
	(1) 計画期間	
	(2) 対象範囲	
	(3) 進捗管理・公表	
3	財政規律（基準）と令和5年度の結果	2
	(1) 決算剰余金の1/2以上を積立て	
	(2) 連結負債残高を維持	
	(3) 市債発行額（事業債・臨時財政対策債）の基準	
4	基金の考え方（残高目標額等）	6
	(1) 財政調整基金	
	(2) 減債基金	
	(3) 公共施設整備基金	
	(4) 公共施設修繕基金	
	(5) 清掃施設整備基金	
	(6) 緑化基金	
	(7) 都市計画事業基金	
5	財政指標目標値（令和9年度決算）と進捗状況	8
	(1) 経常収支比率（発行可能額を算入した場合）	
	(2) 実質公債費比率	
	(3) 将来負担比率	
6	中期財政見通し（令和7年度～令和9年度）	11
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 推計条件	
	(3) 財政見通し	
	(4) 基金及び市債の推移	

1 中期財政計画改定の目的

狛江市中期財政計画（令和6年度ローリング版）は、財政計画策定後の状況の変化を反映するため財政見通しの修正を行い、計画期間を延伸するとともに、計画期間最終年度の財政指標目標値を設定するものです。

【参考】 狛江市中期財政計画

狛江市中期財政計画は、規律ある財政運営を行うために守るべき財政規律（基準）や財政指標の目標値等を定め、財政の健全性を確保するとともに、今後の財政運営や予算編成の目標・指針とするために平成24年11月に策定したものです。

2 計画期間等

（1）計画期間

計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3か年とします。また、策定後の状況の変化を反映するため財政見通しについては次年度に修正を行い、計画期間を延伸するとともに、その最終年度の財政指標目標値を設定するものとします（前計画で設定した令和8年度以前の財政指標目標値は修正していません。）。

（2）対象範囲

基本的には一般会計を対象としますが、負債額など一部においては特別会計や一部事務組合等も含めるものとします。

（3）進捗管理・公表

財政計画については予算編成において目標・指針とするだけでなく、その結果については、各年度、決算に基づき公表するなど進捗管理を行います。目標を達成できなかった場合には、その原因もあわせて公表することで、計画の実行性を担保するものです。

3 財政規律（基準）と令和5年度の結果

規律ある財政運営を行うため、3つの財政規律（基準）を設定し、財政運営に取り組んでいます。令和5年度の取り組みの結果は、次のとおりであり、設定した3つの財政規律（基準）に基づいた財政運営を行っています。

（1）決算剰余金の1/2以上を積立て

地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条において「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。」と規定されています。

狛江市においては、一般会計決算の実質収支額の1/2以上を翌年度までに基金に積立てるように努めます。

【令和5年度の取組状況】

令和4年度の歳入歳出差引額は22億2,405万5千円で、この額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した20億4,711万2千円が実質収支額となります。令和5年度は財政調整基金に2億7,920万3千円、特定目的基金を加えた基金合計では13億9,062万6千円を積立て、実質収支額（決算剰余金）の1/2以上の積立てを行っています。

		(単位:千円)
前年度実質収支 × 1/2		
歳入総額(A)	37,179,103	
歳出総額(B)	34,955,048	
翌年度へ繰り越すべき財源(C)	176,943	
実質収支(A-B-C)	2,047,112	
実質収支 × 1/2		1,023,556
基金積立額		
財政調整基金積立額	279,203	
減債基金積立額	84,411	
特定目的基金積立額	1,027,012	
基金積立額合計		1,390,626

(2) 連結負債残高を維持

連結ベースでの負債残高について前年度数値を上回らないように努めます。

連結ベースとは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）における将来負担比率の対象となる一般会計、特別会計、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等とします。また、負債残高についても基本的な考え方は将来負担比率を算出する際の「将来負担額」としますが、特別会計及び公営企業会計における市債及び企業債残高はそのまま加えるものとします。

【令和5年度の取組状況】

土地開発公社で道路予定地を先行取得したことに伴い、債務負担行為に基づく支出予定額が、前年度を上回ったものの、一般会計で市債の借入額を元金償還額以内に抑制するなど、その他の項目においては前年度より減額となった結果、連結負債残高は249億4,826万6千円となり、前年度比で8億2,326万2千円、3.2%減少しました。

将来負担比率における将来負担額を用いるもの	(単位:千円)	
	令和4年度	令和5年度
市債残高(一般会計市債残高)	17,805,888	16,770,540
債務負担行為に基づく支出予定額 ⇒ 債務負担行為として予算に定めている支出額のうち、地方財政法第5条各号に規定する経費で、当該年度以降の支出予定額	52,840	387,350
組合負担等見込額 ⇒ 一部事務組合が起こした地方債の元金償還に充てるため、一般会計等において負担が必要と認められる額	120,582	106,246
退職手当負担見込額 ⇒ 自己の都合により全職員が退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額	4,102,262	4,055,747
設立法人の負債額等負担見込額 ⇒ 設立法人の借入金残高等の負債のうち、一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額	0	0
連結実質赤字額 ⇒ 一般会計及び特別会計の実質収支額	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額 ⇒ 一部事務組合の「連結実質赤字額に相当する額」に対して、一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額	0	0
独自基準として負債額として用いるもの		
駐車場事業特別会計市債残高	0	0
下水道事業会計企業債残高	3,689,956	3,628,383
連結負債合計	25,771,528	24,948,266

(3) 市債発行額（事業債・臨時財政対策債）の基準

【事業債発行額の基準】

計画期間内（令和7年度～令和9年度）における事業債の発行額は、計画期間3か年平均で8億円以内に努めます。

これまで、事業債としてのプライマリーバランスを保つ（事業債の発行額を元金償還額以内にする）ことで、事業債残高の削減に取り組み、公債費負担の軽減を図ってきました。その結果、事業債の元金償還額は、平成29年度以降8億円を下回り、令和5年度では7億円を下回っていることから、公共施設等の整備の必要性も考慮し、建設事業費が増える年度においても臨時財政対策債とのバランスを考慮しながら、計画期間内で適切な発行額となるように努めます。

【臨時財政対策債発行額の基準】

臨時財政対策債は、普通交付税を補完する一般財源であることから、発行額の基準は設けませんが、抑制に努めます。

【市債発行額の基準】

各年度における市債の発行額は、当該年度の市債元金償還額以内に努めます。

事業債と臨時財政対策債のバランスを考慮し、市債全体としてのプライマリーバランスを保つことで、市債残高の削減に努め、公債費負担の軽減を図ります。

平成24年度以降、市債残高の削減に取り組み、公債費負担の軽減を図ってきました。臨時財政対策債については、国における地方交付税の財源不足であり、臨時財政対策債に振り替えられる割合は、前年度から減ったものの、令和6年度の発行可能額は約8,000万円です。社会保障費等の行政需要の増加に加え、物価高騰などに対応するための財源を確保する必要もあるため、年度間のバランスを考慮しながら適切な発行額に努め、市債残高の削減に取り組みます。

(単位:百万円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市債元金償還見込額	1,493	1,474	1,407
事業債元金償還見込額	649	642	599
臨時財政対策債等償還見込額	844	832	808

【令和5年度の取組状況】

令和5年度の事業債発行額は4億6,280万円とし、事業債元金償還額6億4,442万1千円以内となり、計画期間3か年平均で、8億円以内の発行となっています。臨時財政対策債の発行は行わず、発行可能額となる1億7,406万6千円全額を抑制しました。市債発行額合計は4億6,280万円であり、市債元金償還額14億9,814万8千円以内の発行額となっています。

(単位:千円)

区分	財政規律(基準)	令和5年度の結果		
事業債発行額	計画期間3か年平均で、 8億円以内	3か年平均	573,733	
		発行額	令和3年度	591,100
			令和4年度	667,300
			令和5年度	462,800
		元金償還額	644,421	
臨時財政対策債 発行額	発行抑制	発行額	0	
		発行可能額	174,066	
市債発行額	市債元金償還額以内	発行額	462,800	
		元金償還額	1,498,148	

4 基金の考え方（残高目標額等）

各基金は条例により設置しています。それぞれの基金の役割を踏まえ、基金ごとの考え方は、次のとおりとします。

（1）財政調整基金

年度間の財源不足を調整する財政調整基金の令和5年度末残高は、22億2,799万6千円、市民一人あたりでは約2万7千円となり、標準財政規模の10%（令和5年度では約17億5,000万円）以上の残高を確保できており、目標としていた20億円を維持することができました。今後も、増加する社会保障費や災害対策、価格転嫁対策などに備えるとともに、近年の財政調整基金の取崩実績も踏まえ、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行っていくため、他の基金とのバランスを見つつ、常に、20億円を確保できている状態となるよう積立てに努めます。

（2）減債基金

市債の償還財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するための減債基金の令和5年度末残高は、8,488万8千円となり、約8,000万円の大幅な増加となりました。令和5年度に普通交付税の追加交付にあたり、臨時財政対策債償還基金費が設けられ、その分は令和6、7年度の基準財政需要額の臨時財政対策債償還費の一部となる繰り上げ交付のため、積み立てた1/2ずつを、令和6、7年度に繰り入れる予定としています。（減債基金の運用益は、減債基金に積立てます。）

（3）公共施設整備基金

公用又は公共用に供する施設の整備（増改築を含む。）に係る資金に充てるための公共施設整備基金の令和5年度末残高は、12億8,951万9千円です。公共施設の建替等に係る財源の多くを市債に頼ると、後年度の公債費負担の増大につながります。公共施設整備の財源として市債に頼る額を少なくするため、各年度の財政状況に応じ、公共施設整備基金を効果的に活用するとともに、将来の公共施設の更新に備えて一定の目標額を設定して、積立てていく必要があります。

目標額の設定にあたっては、財務書類の貸借対照表（一般会計等）における建物の減価償却累計額を公共施設の更新費用とした場合、国や東京都の補助金、市債などの特定財源を控除した20%の額を一般財源で負担することが見込まれます。このうちの半分を公共施設整備基金で賄えるよう、貸借対照表（一般会計等）の建物減価償却累計額の10%程度を目標に積立てに努めます。（令和4年度建物減価償却累計額 約210億円×10%=21億円）

(4) 公共施設修繕基金

公用又は公共用に供する施設の修繕に係る資金に充てるための公共施設修繕基金の令和5年度末残高は、15億2,606万6千円です。大規模改修の財源として市債に頼る額を少なくするため、各年度の財政状況に応じ、公共施設修繕基金を効果的に活用するとともに、将来の公共施設の大規模改修に備えて一定の目標額を設定して、積立てていく必要があります。

公共施設の改修費用は、学校施設では建設から耐用年数経過後の改築（建替）までの間の、大規模改修や長寿命化改修などの費用が改築費用と同程度とされています。そのため、公共施設修繕基金についても公共施設整備基金と同程度（建物減価償却累計額の10%程度）を目標に積立てに努めます。

(5) 清掃施設整備基金

清掃施設の建設及び修繕に係る資金に充てるための清掃施設整備基金の令和5年度末残高は、9億69万2千円です。多摩川衛生組合の炉は平成6年7月に着工し、平成10年3月に竣工しています。その当時（平成6年度～平成10年度）の建設費負担金は約9億円かかり、総額で約285億円の地方債を発行したため、毎年度4億円以上の公債費負担金がかかっていました。いずれ訪れる炉の更新に備え、20億円を目標に積立てに努めます。

(6) 緑化基金

みどりの保護、育成及び緑地確保等の緑化事業の推進を図るための緑化基金の令和5年度末残高は、6億9,085万3千円です。これまでと同様に、主に緑のまちづくり協力金を積立て、緑地確保等の財源として活用します。

(7) 都市計画事業基金

都市計画事業又は土地地区画整理事業の資金に充てるための都市計画事業基金の令和5年度末残高は、10億1万3千円です。主に都市計画税を原資として積立てますが、その年々の事業によって、積立額が変わるため、目標額は定めませんが、円滑な事業執行のため、積立てに努めます。

5 財政指標目標値（令和9年度決算）と進捗状況

（1）経常収支比率（発行可能額を算入した場合）

経常収支比率 90.0%以下、順位としては多摩 26 市中 10 位以内を目標とします。

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率には、分母である歳入経常一般財源等に臨時財政対策債を加えた場合と加えない場合の2通りの算出方法があります。臨時財政対策債については、自治体ごとに発行可能額が決められますが、発行可能額以内であれば、財政状況に応じて発行額を独自に決めることができます。ここでは臨時財政対策債については、発行可能額を全額借り入れたものと仮定し、これを分母に加えた数値での目標を設定しています。

令和5年度の経常収支比率は、目標値を達成しましたが、今後、経常経費が増加する見込みのため、引続き 90.0%以下、多摩 26 市中順位 10 位以内を目標とします。

【令和5年度の進捗状況】

経常経費充当一般財源（分子）は、プラスチック類ごみ処理関係費などによる物件費の増、市立外保育園児童運営費負担金や生活保護費の医療扶助による扶助費の増などにより、前年度比 4 億 3,350 万 7 千円、2.9%の増となりました。臨時財政対策債の発行可能額を加えた経常一般財源総額（分母）は、市税や普通交付税、税連動交付金の増により前年度比 4 億 1,386 万 4 千円、2.4%の増となりました。

分母、分子ともに増額となったものの、分子（歳出）の方が大きく増えたことにより、経常収支比率は 1.7 ポイント悪化し、多摩 26 市中順位では、7 位となりました。

(単位:%)

指標名	目標値						
	4年度	5年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
経常収支比率	84.8	86.5	90.0以下	90.0以下	90.0以下	90.0以下	90.0以下
多摩26市順位	5位	7位	10位以内	10位以内	10位以内	10位以内	10位以内

【計算式】

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{臨時財政対策債(発行可能額)}} \times 100$$

【参考】令和5年度決算の経常収支比率

経常一般財源等に臨時財政対策債等の借入額を加えた経常収支比率	87.3%
経常一般財源等に臨時財政対策債等を加えない経常収支比率	87.3%

(2) 実質公債費比率

公債費相当額に係る一般財源等の、標準財政規模に対する割合である実質公債費比率については、市債発行額の抑制を図り、令和9年度の数値として0.8%以下を目標とします。

【令和5年度の進捗状況】

分子においては、元利償還金の額が減り、分母となる標準財政規模が増となったため、3か年平均では0.2ポイント改善し、0.9%となりました。

(単位:%)

指標名	目標値						
	4年度	5年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
実質公債費比率	1.1	0.9	1.8以下	1.5以下	1.3以下	1.0以下	0.8以下

【計算式】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
元利償還金	1,690,745	1,648,979	1,555,406
一般会計の元利償還金			
準元利償還金			
ア 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(下水道事業会計への繰出)	88,388	87,098	93,304
イ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	0	0	0
ウ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	24,322	4,621	3,442
エ 一時借入金の利子	0	0	0
標準財政規模	17,535,836	17,295,242	17,552,109
特定財源	187,753	173,287	158,591
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,410,669	1,422,910	1,396,187
令和3年度	= $\frac{(\text{1,803,455}) - (\text{1,598,422})}{\text{17,535,836} - \text{1,410,669}}$		1.27151
令和4年度	= $\frac{(\text{1,740,698}) - (\text{1,596,197})}{\text{17,295,242} - \text{1,422,910}}$		0.91040
令和5年度	= $\frac{(\text{1,652,152}) - (\text{1,554,778})}{\text{17,552,109} - \text{1,396,187}}$		0.60271
			3か年平均 0.9

(3) 将来負担比率

市債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額など、一般会計等において見込まれる将来の負担の標準財政規模に対する割合である将来負担比率は、市債発行額の抑制などにより、負債総額の減少を目指しますが、算定上、充当可能財源の状況にも影響されることから、数値としては現状以下を目標とします。

【令和5年度の進捗状況】

分子である一般会計の地方債の現在高などの将来負担額が減少し、充当可能特定歳入や充当可能基金が増となったため、分子は減少となり、分母である標準財政規模が増加したことから、将来負担比率は2.5ポイント改善し、△16.2%になりました。

(単位:%)

指標名	目標値						
	4年度	5年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
将来負担比率	△ 13.7	△ 16.2	10.1以下	6.3以下	△4.5以下	△13.7以下	△16.3以下

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定歳入} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

	(単位:千円)	
	令和4年度	令和5年度
将来負担額		
地方債の現在高	17,805,888	16,770,540
債務負担行為に基づく支出予定額	52,840	387,350
公営企業債等繰入見込額	1,166,026	1,197,366
組合負担等見込額	120,582	106,246
退職手当負担見込額	4,102,262	4,055,747
設立法人の負債額等負担見込額	0	0
連結実質赤字額	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
充当可能財源等		
充当可能基金	7,373,552	7,855,193
充当可能特定歳入	1,762,717	2,203,543
基準財政需要額算入見込額	16,286,153	15,089,868
標準財政規模	17,295,242	17,552,109
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,422,910	1,396,187
$\text{将来負担比率} = \frac{22,517,249}{17,552,109} - \frac{(25,148,604)}{1,396,187} = \Delta 16.2$		

6 中期財政見通し（令和7年度～令和9年度）

（1）基本的な考え方

財政見通しの推計方法については、令和6年度一般会計当初予算及び補正予算をベースとした上で、その後の状況の変化を勘案し、令和7年度から令和9年度までの計画期間における歳入と歳出を見込んでいます。

（2）推計条件

	項目	推計条件
歳入	市税	内閣府の中長期の経済財政に関する試算や総務省の令和7年度地方財政収支の仮試算、税制改正、固定資産税の評価替えの影響、納税義務者数の増減等から見込む。
	譲与税・交付金	内閣府の中長期の経済財政に関する試算や総務省の令和7年度地方財政収支の仮試算等から見込む。
	地方交付税	令和6年度の算定結果と総務省の令和7年度地方財政収支の仮試算、収入と需要の見込みを踏まえ、臨時財政対策債と合わせて各年度の財源不足額から見込む。
	国・都支出金	事業費の増減を反映する。
	繰入金	公共施設の整備や財源不足に合わせて基金繰入金を見込む。
	市債	事業債は、公共施設整備計画等の事業費から発行額を見込む。臨時財政対策債は、令和6年度の算定結果と総務省の令和7年度地方財政収支の仮試算を踏まえ、一般財源の補てん措置として地方交付税と合わせて見込む。
	その他	今後予定されている事業経費などからその他の収入を見込む。
歳出	人件費	定員適正化計画の職員数をもとに各年度の増減を見込む。令和7年度以降の給与改定は見込まない。
	扶助費	決算額の推移に障がいサービス費、生活保護費等の増を見込む。
	公債費	既発債の償還計画に基づく元利償還金に、今後の市債発行額分を加算して見込む。
	積立金	決算剰余金を財源として積立てるため、財政見通しでは見込まない。
	繰出金	後期高齢者医療特別会計繰出金は、高齢者人口の伸びを反映する。介護保険特別会計繰出金は、介護保険事業計画等から推計する。
	投資的経費	公共施設整備計画等の事業費から見込む。
	その他	今後予定されている事業経費などから見込む。

(3) 財政見通し

今後3年間の財政フレームの見通し

(単位：百万円)

	5年度 決算	6年度	7年度	8年度	9年度
歳入	36,422	36,644	35,466	35,459	33,351
市税	13,413	13,052	13,504	13,567	13,653
譲与税・交付金	2,671	3,074	2,738	2,766	2,791
地方交付税	2,907	2,812	2,780	2,690	2,540
国庫支出金	7,425	6,705	6,489	6,488	6,332
都支出金	5,519	6,179	6,066	6,021	6,037
繰入金	393	625	1,068	1,026	226
うち財政調整基金	302	335	200	200	200
市債	463	828	1,402	1,482	353
事業債	463	828	1,262	1,382	273
臨時財政対策債	0 (174)	0 (87)	140 (140)	100 (100)	80 (80)
繰越金	2,224	1,986	100	100	100
その他	1,407	1,383	1,319	1,319	1,319
歳出	34,435	36,644	35,694	35,948	33,772
人件費	4,803	5,212	5,410	5,497	5,437
扶助費	9,754	11,005	10,926	11,036	11,146
公債費	1,555	1,577	1,553	1,537	1,478
補助費等	5,038	4,470	3,695	3,724	3,689
積立金	1,390	918	2	2	2
繰出金	3,513	3,688	3,748	3,758	3,818
投資的経費	2,300	2,899	3,611	3,644	1,417
その他	6,082	6,875	6,749	6,750	6,785
歳入歳出差引	1,987	0	△228	△489	△421

※令和6年度は、補正後の予算額に前年度からの繰越予算を加算

※臨時財政対策債の()の数字は、発行可能額

一般会計歳入歳出の財政見通しでは、令和7年度から令和9年度までの3年間で累計11億3,800万円の収支不足が見込まれます。歳入では、市税は増としていますが、普通交付税は令和8年度の算定に令和7年国勢調査人口の速報値が採用され、人口減少の影響を受けます。歳出では、市民センターや総合体育館等の大規模改修、新図書館の整備等により投資的経費は大幅な増、物価高騰や人件費の価格転嫁対策などによる物件費の増、高齢化の進展などによる社会保障費の自然増などが見込まれるため、各事業において見直しを行い、歳出を抑制しなければなりません。

(4) 基金及び市債の推移

■基金

(単位：百万円)

		5年度 決算	6年度	7年度	8年度	9年度
財政調整基金	積立額	279	303	1	1	1
	取崩額	302	335	200	200	200
	年度末残高	2,228	2,196	1,997	1,798	1,599
減債基金	積立額	84	0	0	0	0
	取崩額	0	42	42	0	0
	年度末残高	84	42	0	0	0
公共施設整備基金	積立額	201	1	0	0	0
	取崩額	0	110	0	500	0
	年度末残高	1,290	1,181	1,181	681	681
公共施設修繕基金	積立額	400	350	0	0	0
	取崩額	0	50	800	200	0
	年度末残高	1,526	1,826	1,026	826	826
清掃施設整備基金	積立額	50	50	1	1	1
	取崩額	0	0	0	0	0
	年度末残高	901	951	952	953	954
緑化基金	積立額	26	14	0	0	0
	取崩額	0	0	0	0	0
	年度末残高	691	705	705	705	705
都市計画事業基金	積立額	350	200	0	0	0
	取崩額	50	0	0	100	0
	年度末残高	1,000	1,200	1,200	1,100	1,100
合計	積立額	1,390	918	2	2	2
	取崩額	352	537	1,042	1,000	200
	年度末残高	7,720	8,101	7,061	6,063	5,865

■市債

(単位：百万円)

		5年度決算	6年度	7年度	8年度	9年度
一般会計	元金償還額	1,498	1,501	1,493	1,474	1,407
	借入額	463	828	1,402	1,482	353
	年度末残高	16,771	16,098	16,007	16,015	14,961

令和7年度以降の基金及び市債の推移は、財政見通しを反映させたものです。基金は、市民センターや総合体育館等の大規模改修、新図書館の整備等による投資的経費の大幅増に対応するため取り崩しており、残高は大きく減少する見込みです。市債は、臨時財政対策債が逡減見込みのため、残高は減っていますが、大規模事業が続くため、事業債は増やさざるを得なく、可能な限り発行抑制できるよう努めます。なお、基金への積立では財政見通しでは見込んでいませんが、前年度決算剰余金を財源として積立に努めます。

登録番号(刊行物番号)

R6-34

狛江市中期財政計画 財政規律ガイドライン

令和6年11月発行

発行 狛江市

編集 狛江市企画財政部財政課

狛江市和泉本町1-1-5

電話03(3430)1111

印刷 市内印刷

頒布価格 20円